

今日の一問 (やまだ塾)

(2008年4月29日掲載)

No.3	「世界人権宣言」と「国際人権規約」の関係を述べよ。
解答	<p>・1948年の「世界人権宣言」は、人権および自由を尊重し確保するために、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準を定めている。また、すべて人は「社会保障を受ける権利」と「自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的、文化的権利の実現に対する権利」を有することがうたわれた(宣言第22条)。</p> <p>・「世界人権宣言」は法的拘束力を持たないため、条約化するものとして、1966年に「国際人権規約」が採択された。人権諸条約の中でも最も基本的かつ包括的なものである。</p> <p>内容は、①A規約(社会権である「社会的・経済的・文化的権利」の漸進的実現が求められている)、②B規約(自由権である「市民的・政治的権利」の即時実現が義務づけられている)、③B規約の選択議定書で構成される。日本は1979年に①A規約と②B規約を批准している。</p>

<http://www.yamadajuku.com/>

やまだ塾

Copyright(C) 2008 Shunsaku Yamada. All rights reserved.